

特定非営利活動法人（NPO 法人）の保証取扱いに関するご案内

1. 対象

次の規模要件を満たす特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）が対象となります。

(1) 従業員（雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれません。）

製造業 等	300 人以下
卸売業・サービス業	100 人以下
小売業（飲食業を含む）	50 人以下

(2) 資本金

規模要件なし

2. ご利用可能な保証制度

◆ 金融機関経由保証

- 一般保証（当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、経営力強化保証、経営者保証ガイドライン対応保証、流動資産担保融資保証等）
- 災害関係保証
- 経営安定関連保証
- 地域伝統芸能等関連保証
- 周辺地域整備関連保証
- 東日本大震災復興緊急保証
- ◇ 一般保証のうち、長期経営資金保証、小口零細企業保証、提携保証についてはご利用いただけません。

◆ 大阪府融資保証制度につきましては、2 ページをご参照ください。

3. 責任共有の対象

大阪府融資保証制度も含めて、原則として全ての保証が責任共有の対象となります。

【責任共有制度の対象外（100%保証）となる保証の例】

- 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号から6号まで
- 災害関係保証
- 東日本大震災復興緊急保証

4. 保証申込時の必要添付書類

通常の中小企業者（会社・個人等）の場合に加えて、事業報告書等^{※1}が必要となります。

※1 事業報告書等：特定非営利活動促進法第 28 条に規定する次の書類

「事業報告書」

「計算書類（活動計算書及び貸借対照表^{※2}）及び財産目録」

ただし、決算を 2 期以上している場合は直近 2 期分

「年間役員名簿」

「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」

※2 活動計算書及び貸借対照表等の計算書類については、複式簿記を基本とする「NPO 法人会計基準」（NPO 法人会計基準協議会公表）に準拠したものであることが望ましいとされています。

5. 連帯保証人

原則として商業登記簿謄本に登記のある理事全員が連帯保証人として必要です。

6. お申込相談等

具体的な保証申込・融資条件等につきましては、金融機関経由保証ならびに大阪府融資制度保証ともに、お取引のある金融機関へご相談ください。

（参考）

〔大阪府融資制度保証取扱一覧〕				
	保証制度	NPO 法人の 利用	補足	
大阪府 融資 制度 保証	小規模企業サポート資金 （小口零細企業保証）	小規模資金	×（△）	（△）小規模NPO法人は小口零細企業保証制度 の対象外 （ただし、医業を主たる事業とする小規模 NPO法人は利用可）
		地域支援NW型	×（△）	
		市町村連携型	×（△）	
	開業サポート資金	開業資金	×	根拠法でNPO法人は対象外
		地域支援NW型	×	根拠法でNPO法人は対象外
	経営安定サポート資金	経営安定資金	○	
	チャレンジ応援資金	法認定型	×	根拠法でNPO法人は対象外
		金融機関提案型	○	
		経営力強化資金	○	
		設備投資応援融資	○	